

# これまでの医療と介護に関する主な基金等

# 地域医療再生基金の概要

## 【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

## 【対象事業】

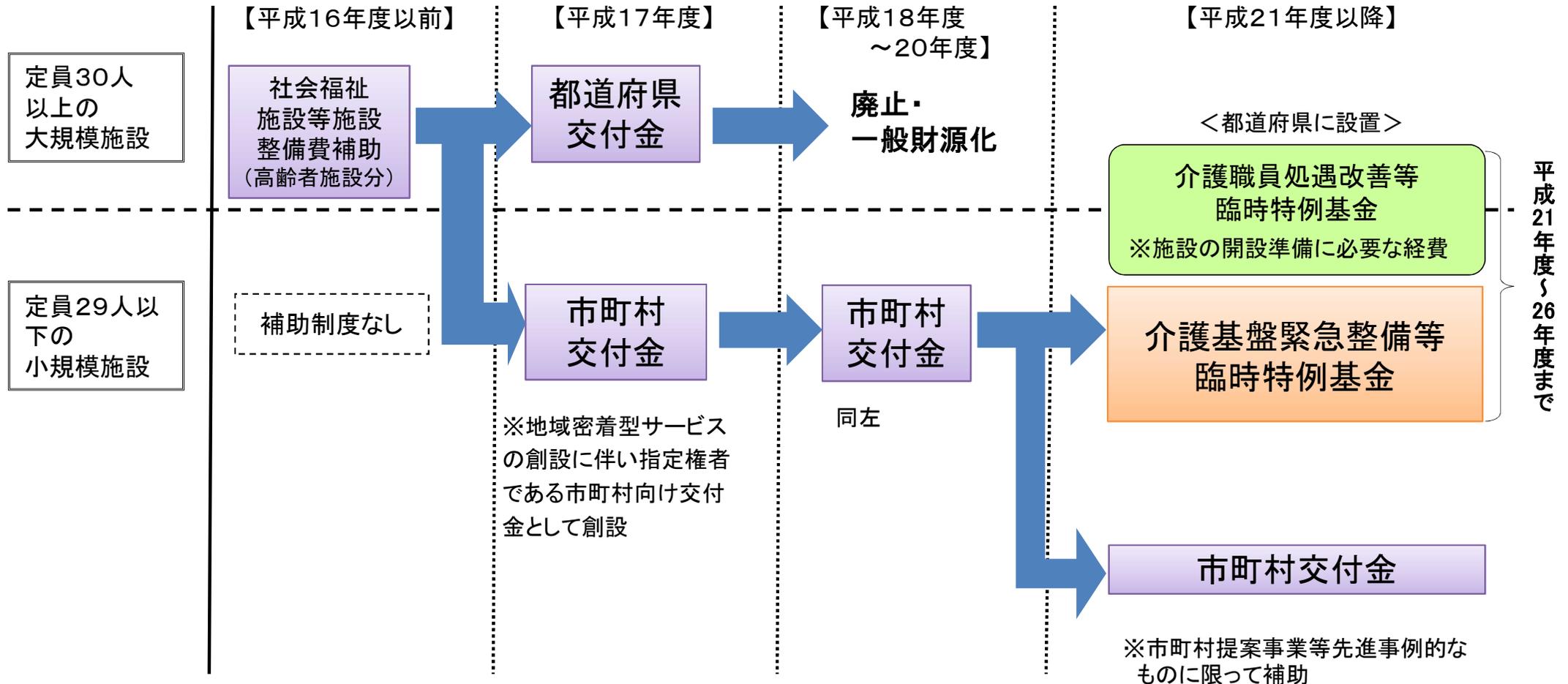
- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域(94地域×25億円)	平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県	平成27年度まで (茨城県については、平成25年度まで)
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	平成25年度末までに開始した事業 (これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。)

# 高齢者施設整備費の現状と変遷

## <<高齢者施設整備費の現状>>

- 広域型施設(定員30人以上の特養・老健・ケアハウス等)は、一般財源化されており、国の補助制度はなし。
- 地域密着型施設(定員29人以下の特養・老健・ケアハウス等)は、国からの補助で都道府県に設置された基金により補助。
- 但し、初度設備等の施設開設準備経費については、国からの補助で都道府県に設置された基金により、広域型、地域密着型共に同じ条件で補助。



# 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

- ・ 基金総額：3,797億円
- ・ 実施期限：平成21～26年度末まで(※)

## 1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に対する支援やスプリンクラー等の防火安全設備に対する支援等を実施。

## 2. 事業内容・助成単価

### ①介護基盤の緊急整備特別対策事業（2,737億円） <21①補正:2,212億円、22①補正:184億円、24予備費:341億円>

- 事業内容：小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の施設整備費を助成。
- 助成単価(例)：小規模特別養護老人ホーム/1床あたり412万円、認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,090万円  
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,090万円 等

### ②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業（470億円）

- <21①補正:283億円、22予備費:137億円、24予備費:50億円>
- 事業内容：既存の特養やグループホーム等に対しスプリンクラー等の防火安全設備の設置費用を助成。
- 助成単価(例)：スプリンクラー(1,000㎡以上)/1㎡あたり17千円、同(1,000㎡未満)/1㎡あたり9千円 等

### ③認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（124億円）

- <22①補正:119億円、24予備費:5億円>
- 事業内容：グループホーム等の耐震改修、大規模修繕に係る費用や特養等のユニット化に係る改修費用を助成。
- 助成単価(例)：耐震改修、大規模修繕(小規模特養等:1施設あたり1,420万円、グループホーム等:1施設あたり711万円)  
特養等ユニット化改修(「多床室→ユニット」/1床あたり219万円、「個室→ユニット」/1床あたり109万円)

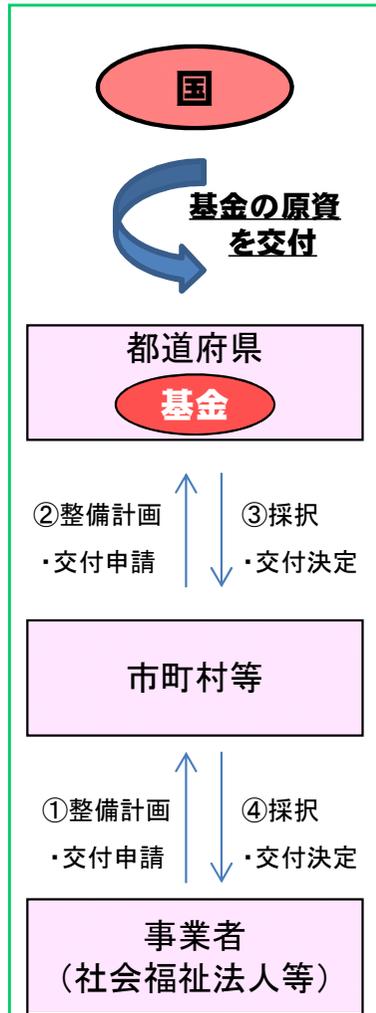
### ④地域支え合い体制づくり事業（399億円）

- <22①補正:200億円、23①補正:70億円、23③補正:90億円、25当初:23億円、26当初:15億円>
- 事業内容：地域における日常的な支え合い活動や高齢者等に対する相談、生活支援等の体制づくりの推進。  
また、東日本大震災の被災者に対する相談、生活支援を行うとともに、仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営を推進。
- 助成単価(例)：県知事が認めた額 等

### ⑤介護基盤復興まちづくり整備事業（29億円） <23③補正:29億円>

- 事業内容：東日本大震災の被災地の復興にあたり、地域交流拠点や配食サービス拠点等の地域包括ケア拠点の施設整備費を助成。
- 助成単価：1施設あたり3,000万円
- ※上記5事業の他、健康局所管の「被災地健康支援事業」<23③補正:29億円、26当初:10億円>あり。

## 3. 助成の流れ



注)①及び②の事業について、基金の残高が不足する都道府県内の整備については、平成25年度補正予算の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」(266億円)を活用。

※④の内「東日本大震災の被災者生活支援に係る事業」については、平成27年度予算案において積み増しと実施期限の延長を計上(17億円)。

# 介護職員処遇改善等臨時特例基金

(「施設開設準備等特別対策事業」に係る分)

- ・ 基金総額：916億円
- ・ 実施期限：平成21～26年度末まで

## 1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護職員処遇改善等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、円滑な施設開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部等において、介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金についての支援を実施。

## 2. 事業内容・助成単価

### ①施設開設準備経費助成特別対策事業（786億円） <21①補正:681億円、24予備費:105億円>

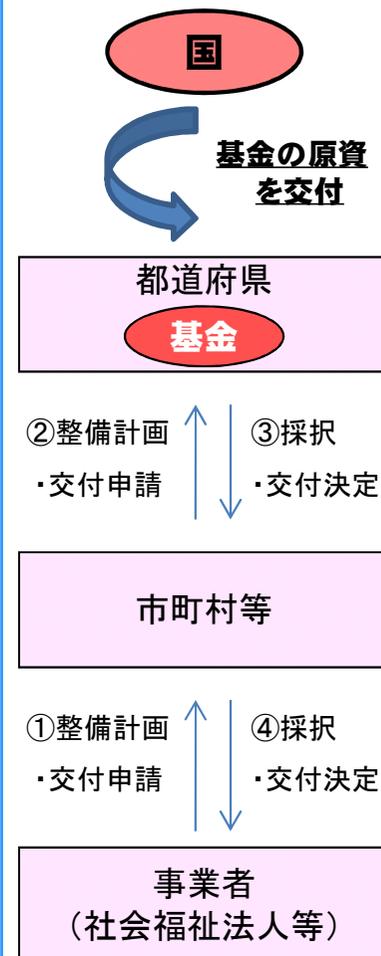
- 事業内容: 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成。
  - 対象施設: (広域型含む) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
  - 対象経費(例):
    - ・ 施設の開設に当たり必要となる初年度設備
    - ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費(最大6ヶ月間の訓練等の期間)
    - ・ 開設のための普及啓発経費(地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介)
    - ・ 職員の募集経費(広報誌発行、説明会開催等の活動費)
    - ・ 開設に当たっての周知・広報経費(パンフレット、ホームページの開設等のPR費用)
    - ・ 開設準備事務経費(経営コンサルタント<会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等>に要する経費)
    - ・ その他開設の準備に必要な経費
- 助成単価: 1床あたり61.8万円以内で都道府県知事が定めた額

### ②定期借地権利用による整備促進特別対策事業（131億円） <21①補正:118億円、24予備費:13億円>

- 事業内容: 定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について助成。
- 対象施設: (広域型含む) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 助成条件: 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。  
なお、定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。
- 助成単価: 定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成  
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする。

※なお、同基金で行っていた「介護職員処遇改善事業」は23年度末をもって終了。

## 3. 助成の流れ



注)①及び②の事業について、基金の残高が不足する都道府県内の事業については、平成25年度補正予算の「地域介護・福祉空間整備推進交付金」(78億円)を活用。

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成26年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 26億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 8億円

## 1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

### 【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイの整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。(※)
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **地域支え合いセンター整備事業**：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。(※)
- **介護療養型医療施設等転換整備事業**：既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

### 【助成単価】 (26年度)

整備区分	単位	配分基礎単価	整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,640千円	小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,190千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,900千円	地域支え合いセンター整備事業	施設数	(創設)30,000千円 (改修)6,500千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,090千円	介護療養型医療施設等転換整備事業	転換床数	(創設)1,860千円 (改築)2,300千円 (改修)930千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円			

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

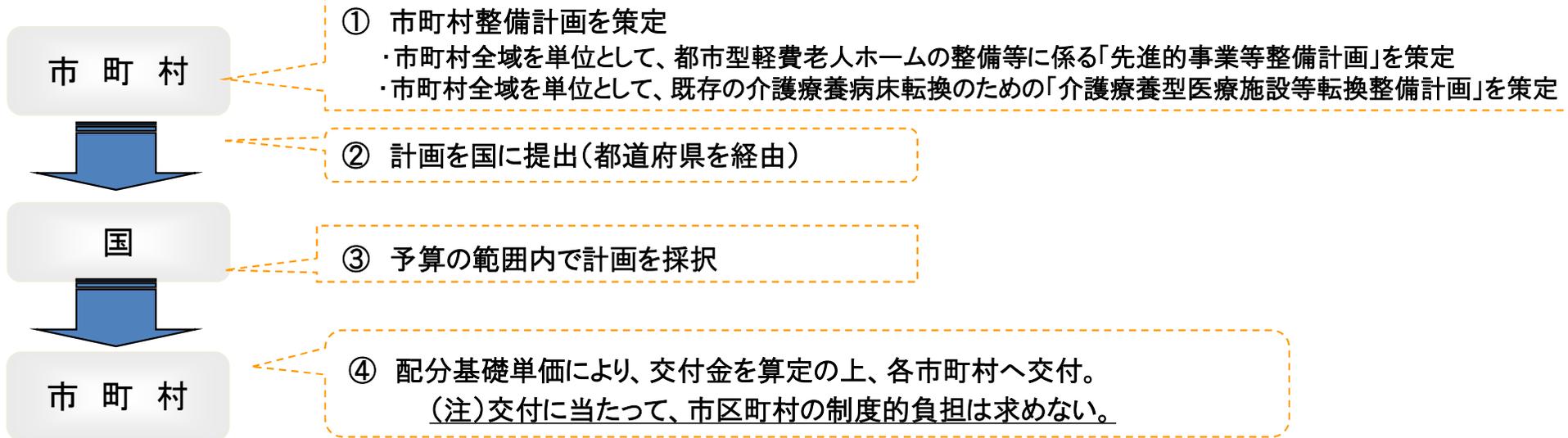
【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業(※)
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業(※)
- ・ 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業(※)
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

【助成単価】(26年度)

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	10,290千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,090千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	309千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	155千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,090千円

交付金の交付の流れ



※平成27年度予算案においては、上記対象(事業)のうち(※)を付したものについて予算措置を行っている。(ハード交付金7.6億円、ソフト交付金2.0億円)

# 福祉・介護人材確保緊急支援事業

- 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、平成25年度補正予算で所要額の積み増しを行い、都道府県が実施する福祉・介護人材確保のための事業を支援  
(参考) 平成25年度補正予算 520億円の内数

## 事業イメージ

### ・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

